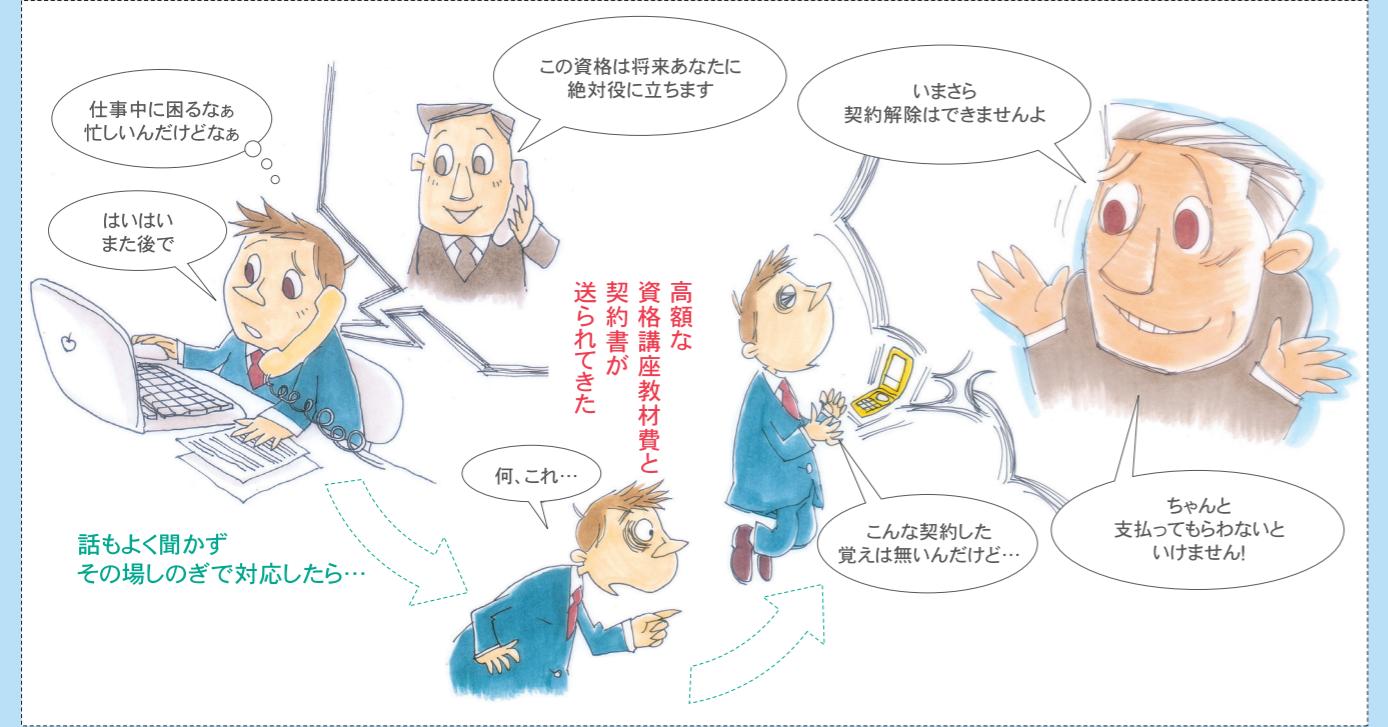


3 資格商法

「近々国家資格になる」、「就職や転職に有利な資格が取れる」などといって、勤務先や自宅にしつこく電話をかけて強引に契約を迫る手口。さらに、「前の講座が未修了」、「名簿に名前が残っている。手数料を払えば抹消する」などと、以前の契約者に対して新たな契約を迫る二次被害が多発しています。



こんな手口で狙われる!

事例1 「簡単に国家資格が取れる」と電話で説明され、よい話と思って契約した。監督官庁に問い合わせたところ、そんな国家資格は存在しなかった。

事例2 数年前に資格講座を契約した。最近になって「資格が未取得であるため、手数料を払って修了手続きをするか、新たに受講するかどちらかを選べ」と言われた。

手口のネタ

- ・行政書士
- ・旅行業務取扱管理者
- ・宅地建物取引主任者
- ・電気主任技術者
- ・施工管理技士
- ・労務管理士
- ・特許管理士など

4 指導つき学習教材のトラブル

ある日突然、訪問販売で学齢期の子どもをもつ親をターゲットにして、教育熱をあおったり、不安にせたりして高額な指導付き学習教材の契約を迫る業者とのトラブルに関する相談が寄せられています。



事例1 「教材を購入すれば、個別の学習指導が受けられる!」などといつて高額な学習教材の購入を勧められた。しかし、実際は説明どおりの指導が受けられない。

事例2 夜間、教材販売業者が自宅に来て教材の購入を勧めた。何度も断っても帰らないので、根負けして高額な学習教材を購入してしまった。

手口のネタ

- ・家庭教師の無料体験
- ・無料学力診断テスト
- ・学習指導付き、家庭教師付きの教材
- ・中学1年～3年までセットの教材など

トラブル予防のポイント

その1 業者の説明を鵜呑みにしない!資格の内容をきちんと調べてから契約しましょう。

その2 あいまいな返事はない!契約の意思がなければ、きっと断ることが大切です。

その3 一度契約してしまった場合は、次々と勧誘を受ける場合が多いので注意が必要です。

トラブル予防のポイント

その1 家庭教師や学習教材の契約時には、中途解約やセールストークの「指導」の内容について、契約書面に明記されているか確認しましょう。

その2 長期間にわたる高額かつ大量の教材の契約は、「成績上がる」などのセールストークを鵜呑みにしないで、必要性や学習の継続可能性を十分考慮して慎重に行いましょう。

クーリング・オフ期間は契約書面受領日から8日間! 記入方法は⑦ページをご覧ください。

クーリング・オフ期間は契約書面受領日から8日間! 記入方法は⑦ページをご覧ください。